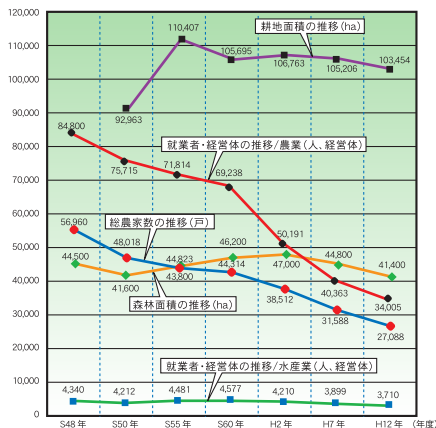
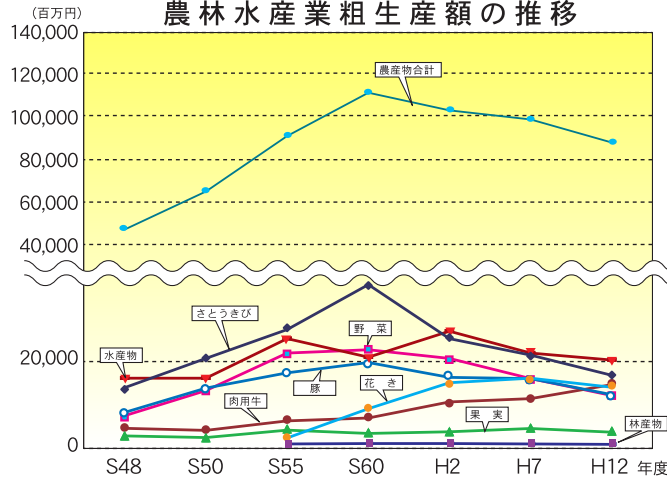


農林水産業の主要指標の推移



農林水産業粗生産額の推移



農業の振興

戦後の壊滅状態から出発した沖縄農業は、農業労働力の流出、土地利用の低下等により農業生産全体として停滞的に推移していました。さらに、復帰前後の沖縄経済の急激な膨張に伴う物価・労賃の高騰、他産業部門における労働力需要の増大等により、昭和四十七年の復帰前後から数年間、沖縄農業は低迷を続けました。

しかしながら、復帰後の第一次、第三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、農用地及び農業用水の確保、ほ場・農道等農業生産基盤の整備、ウリミバ工等特殊病害虫防除事業の実施等の各種施策の展開により、沖縄農業も着実に発展してきました。

最近においては、気象条件等の厳しい条件に加え、農業担い手の減少・高齢化等の進行により、ここ数年、農業粗生産額が千億円を割り込むなど厳しい状況にあるものの、肉用牛、マンゴー、ゴーヤー等については生産が増加傾向で推移するなど、明るい分野も見受けられます。

① 農用地の確保・有効利用

農地は農業生産を行う上で重要な資源であり、農業振興地域の整備に

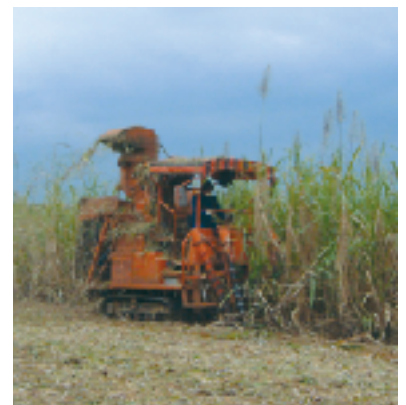
る法律に基づく農業振興地域整備計画の策定、農地法に基づく農地転用許可制度等により、その確保を図ってきたところであるが、耕作放棄地の増加等により、復帰直後の昭和四十八年に四万四千五百ヘクタールであった耕地面積が平成十三年には四万六千ヘクタールと減少しています。

このような状況の中、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、優良農地を確保するとともに、農地流動化施策を推進し、農地の有効利用を図ることが重要な課題となっています。

② 農業担い手の育成・確保

沖縄県の農家数は、復帰後、民間・公共の大型プロジェクトの実施等による他産業部門における労働力需要の増大、沖縄経済の膨張に伴う賃金の大幅な高騰等により、離農が相次ぎ、昭和四十六年～五十年までの間に約二割減少し、その後も減少傾向で推移しています。

また、農業生産を担う農業労働力についても、農家数の減少とともに農業就業人口が年々減少し、最近においては、復帰後の昭和四十八年と比較して半分程度まで減少するとともに、六十歳以上の人口構成が昭和五十年と比較して二倍となっており農業者の高



ハーベスターによるさとうきびの収穫風景

齢化も急速に進行しています。

このような中で、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を実現するため、平成六年から「認定農業者」の認定を行い、平成十四年三月末で延べ千三百三十二経営体が認定を受けており、今後、経営感覚に優れた農業経営体の活躍が期待されています。

また、将来の農業経営、農村振興を担う後継者を育成するため、新規就農相談センター窓口の設置、農業大学校等による実践的な研修教育、長期低利資金の融通等を行っており、南の島沖縄を舞台に新たな担い手が活躍することが期待されています。

③ 農業農村基盤整備(別掲)

P.23 参照

④ 農産作物の生産振興

復帰後の沖縄農業は、台風・干ばつ等の厳しい自然条件や離島という制約条件の下、我が国唯一の亜熱帯性地

I 農林水産業の振興

域における温暖な気候を活かして、耐台風性農作物として、戦後早くから栽培されてきたさとうきびやパイナップルと、本土向け野菜、花き等の園芸作物の生産拡大により発展してきました。

しかしながら、近年においては、さとうきびやパイナップルの生産量は生産農家の減少・高齢化等からいずれも減少しています。

このような状況の中、さとうきびについては、ハーベスター等の積極的な導入による省力化・低コスト化が進められており、さらに、平成十四年三月末現在、二十八のさとうきび生産法人が組織化され、生産の担い手として期待されています。また、パイナップルについては、これまで缶詰用の生産に偏重していたが、近年においては、



店頭に並ぶみずみずしいゴーヤー

生果用の生産比率が拡大傾向で推移しています。

野菜については、野菜生産出荷安定法に基づくにんじんの産地指定（昭和六十二年）を皮切りに、レタス、トマト、ピーマン、ばれいしょ等が次々と産地指定されたこと、ウリ類等の特殊病害虫であるウリミバエが平成二年に根絶されたこと、ビニールハウス等の園芸施設の整備が図られたこと等から生産量が拡大し、本土向け出荷量も年々増加し、中でもゴーヤーの出荷が急増してきました。しかしながら、近年においては、長引く不況と外国からの輸入野菜との競合等により、ゴーヤー等を除いてやや減少傾向で推移しています。

このため、国際競争等に耐えうる産地の育成に向けて、今後、省力化・低コスト化と高品質化を目指した産地の構造改革を進めることが重要です。

果樹については、昭和五十八年に初めて熱帯果樹であるマンゴーのビニールハウス産地が整備され、その後次々と産地が育成されています。

花きについては、きくを中心に昭和五十年代に本土向け出荷が本格化するとともに、その後、生産量が着実に増加し、めざましい発展を遂げました。しかしながら、近年、横ばい傾向にあることから、安定生産、高品質化のため、平張りネット等の農作物被害防

止施設等の導入が進められています。その他、長寿県である沖縄の健康食品として、ウコン等の薬用作物が注目されており、その生産が近年増加しています。



ハウス内でたわわに実ったマンゴー

⑤ 畜産物の生産振興

復帰前の沖縄県における畜産については、長期にわたる米国統治の下、低廉な外国畜産物が大量に輸入された上に、乏しい財政事情から生産基盤の整備が立ち後れ、小規模かつ零細な経営を余儀なくされました。

復帰後、草地開発事業等による粗飼



広々とした放牧風景

料生産基盤の整備、県外からの優良種畜の導入、家畜市場や食肉センター等の流通施設の整備、家畜衛生対策の強化などの各種対策が積極的に推進されたことにより、肉用牛、養豚、酪農及び養鶏を主体に着実な発展を遂げ、現在では畜産部門の生産額は、農業粗生産額の四割を占める重要な役割を担っています。

特に、肉用牛については、草地の拡大、肉用牛改良の促進、オウシマダニの撲滅等の各種施策の積極的な推進により、飼養頭数は年々順調に増加し、平成十

へと転換を図ってきました。

このような中で、近年、沿岸・沖合域においては回遊性魚類の増集性を利用したマグロ漁業や未利用有用資源のソデイカ漁業等の新たな漁船漁業が普及し、海面養殖業においては熱帯性の海域環境を活かしたモズクやクルマエビ、スギ等の生産性の高い養殖対象種が開発されるなど沖縄県特有の漁業構造が確立されつつあります。

このような周辺水域の高度利用による多様な漁業展開に対応するため、漁港施設や漁場造成等による水産基盤の整備その他水産業の振興に係る諸施策が継続的に実施されているところです。



新鮮なクルマエビ

⑥ 食品・流通産業の振興
沖縄県の食料品製造業分野における平成十二年の製造業事業所は七百二十九事業所、製造業従業者数は九千九百十四人、製造業出荷額等は千四百八十四億円となっており、これらを復帰時の昭和四十七年と比べると、従業者数で二％減少しているものの、事業所数で十％、出荷額等で二百八％増加しています。沖縄における県産農産物を原料とする主な食料品製造業としては、砂糖製造業、パイナップル缶詰製造業、牛乳・乳製品やハム類等の製造を

行う畜産食料品製造業等がみられますが、これらの原料となるサトウキビ、パイナップル（生産量の約四割の生食用を除く加工向け）、生乳については県内生産量のほぼ全量が県内食料品製造業に供給されています。

最近では、国民の健康志向の高まり等からウコン、アロエベラ等の薬用植物を原料とした健康食品製造業が注目をあびているとともに、ゴーヤー、紅いも、アセローラ、ハーブ等の、地域の特産農産物を原料として、地域の農業生産者と食料品製造業が連携して地域興しに取り組んでいる事例も多く見られます。

林業の振興

別掲
P.24
参照

林業の振興においては、林業生産・流通・加工体制の整備を推進し、林業生産性の向上と林業所得の増大により林業経営の安定化と定住の促進を図ることが重要です。

このため、沖縄県においては、昭和五十三年の沖縄林業振興特別対策事業以来、継続して林業構造改善事業が実施され、木材加工施設、特用林産物生産施設等の整備を推進し、森林資源の有効利用に向けた取組を推進してきているところです。

また、森林に対する国民の要請が多

様化し、森林の多面的機能の発揮に向けた森林整備がより重視される中で、沖縄県においては、亜熱帯地域の特徴を活かした森林空間の総合的な活用を推進することが重要であることから、森林公園等の都市住民との交流施設の整備等を推進しているところです。

水産業の振興

別掲
P.25
参照

復帰後、沖縄県における水産業は、遠洋・沖合域の大型漁船漁業から、沿岸・沖合域の小型漁船漁業及び海面養殖業

II 沖縄の経済産業の振興

復帰後の沖縄経済の自立化を実現するため、一次～三次にわたる「沖縄振興開発計画」に基づきハード、ソフトの両面から種々の産業振興施策がこれまでの三十年間で講じられてきました。とりわけ産業立地政策においては、工業団地の造成、工業用水の確保等をはじめ、他県に類を見ない自由貿易地域那覇地区及び沖縄特別自由貿易地域（中城）の設置等により、産業振興のための基盤整備を図るとともに企業誘致を促進する施策を展開してきたところです。

現在では、情報通信関連産業、加工交易型産業、健康食品産業、環境関連産業等が管内経済を牽引する重点産業であると期待されていることから、当局においては、このような戦略性のある産業の発掘・育成に関する支援施策を講じているところです。

①地域活性化施策の推進

●産業基盤整備

沖縄では復帰後の経済自立化を達成するための手段として、産業振興に不可欠であり、かつ、本土に比べ大幅に

立ち後れていた産業インフラの整備にいち早く着手しました。産業基盤整備事業の主要なものとしては、糸満工業団地造成事業（昭和六十年完了、造成面積百三十二ha）及び沖縄工業用水道事業（計画水量十萬五千m³/日、昭和五十一年から一部給水開始）、中城湾港新港地区工業団地造成事業（平成十四年度完了予定、造成面積三百九十三ha）が挙げられます。沖縄県による工業団地造成事業については、事業実施のための借入金等に係る利子補給を行うとともに、工業団地等への工場移転・立地を促進するため、当該市町村や企業に対する産業再配置促進費補助金の交付による支援を行いました。

この結果、工場の移転再配置の促進及び生産能力の拡充、工場誘致等に対するインセンティブ効果がもたらされました。

また、工場等移転再配置の際は、工場緑化、排水路整備等の環境整備が計画的に進められたため、地域の快適な住環境創出等にも寄与するものとなりました。

これらの産業基盤の整備の実施と併せて、昭和五十年から沖縄振興開発特別措置法に基づき、税制上の優遇措置を盛り込んだ施策が展開されました。

まず、工業等開発地区の指定が開始され（平成十四年四月現在、十三地区）、平成十年三月には同法を改正し、特別自由貿易地域が中城湾港新港地区の一部において指定されるなど、産業貿易の振興を促進する環境が整備されました。また、産業立地を推進し地域活性化を図るため、平成二年には沖縄県、工業等開発地区の市町村等で構成する「沖縄産業立地推進協議会」を発足させ、企業誘致に向けた諸活動を行っているところです。

●地域産業振興施策の展開

第二次沖縄振興開発計画に併行して、「八十年代の沖縄地域産業ビジョン」を策定しました。その後、経済環境の変化、国際化の進展、諸機能の東京一極集中等、内外の社会情勢が大きく変化したことから、平成元年には新たに「九十年代の沖縄地域産業ビジョン」を策定し、産業振興の基本方向を示しました。

また、産業技術に係る調査研究の成果を企業化に繋げる役割を持った（財）地域産業技術振興協会（昭和五十六年）と、産業活性化・新産業の創出支援等

②商工業の振興

●製造業への支援

沖縄の振興開発を進める上で、物的生産分野の環境整備は極めて重要であるとの認識から、復帰以降これまで、製造業を中心に各種の補助金や金融・税制等の支援措置を講じ、その育成、発展を図ってきたところです。

とりわけ産業の自立化を図る上では技術開発により競争力を有した生産基盤の構築等が重要であることから、産業技術の高度化・研究開発等に対する支援を積極的に行ってきたおり、最近では、産学官が連携した技術開発への支援や沖縄県工業技術センターなど公設試験研究機関に対する支援を重点的に行っています。



IT企業におけるコンテンツ制作

の役割を持つ（財）南西地域産業活性化センター（昭和六十三年）がそれぞれ設立されました。その後、シンクタンク機能の強化を図るため、平成十年四月には両財団に（株）沖縄総合研究所を加えた三機関が整理統合されたところです。



新産業・中核産業育成の拠点となる「沖縄県産業支援センター」

他方、地域経済の活性化、高度化を図るため、研究所、商品開発部門、設計・デザイン業等、産業の頭脳部分の地域への集積を目的とした法律、いわゆる「頭脳立地法」に基づき、管内八市八町五村を対象区域とした「沖縄地域集積

また、このような製造業における生産技術の向上を促すため、日本工業規格（JIS）表示制度による企業の社内標準化や品質管理などの指導を行っています。

復帰後適用されたJIS制度については、現在、生コンや鉄鋼など百二十三件の工場が認定されており、JIS規格に適合した製品の製造をとおして全体的な製造技術の向上に寄与しています。

●情報化の推進

近年は、パソコン、携帯電話等の情報端末が社会のあらゆる分野で活用されており、企業にとっても情報化は経営戦略上不可欠なものとなっています。さらに沖縄県にあつては、情報通信産業を二十一世紀を担う中核産業と位置付けており、このような情報化社会の到来及び情報通信産業育成の観点から情報処理産業やコンテンツ産業の育成・支援策を講じていく他、地域における情報処理システム開発・普及の支援等も行っています。

また、コールセンターやiDC（インターネット・データセンター）といった新しい形態のサービス産業の企業進出が近年多くみられます。このような情報通信関連産業の北部地域への集積等を図るため「宜野座村サーバーパーク」の整備など直接支援の実施と

促進計画」が平成二年八月に策定されました。これにより、中城湾港新港地区工業団地においてはトロピカルテクノパークが指定されるとともに、平成五年十一月には（株）トロピカルテクノセンター（TTC）、平成十年四月には沖縄県工業技術センター（旧沖縄県工業試験場）が同工業団地内に移転・整備され、研究開発・企業化の推進等研究・交流拠点として地域産業の高度化の推進体制が強化されました。



沖縄特別自由貿易地域に設置されている「賃貸工場」

以上のように、沖縄振興開発特別措置法に基づく産業基盤整備、税制等の優遇措置、補助金等による財政支援、沖縄県、市町村並びに民間団体等による産業振興施策の積極的な展開により、相当程度の地域活性化が図られました。しかし、近年の地域経済に対する競争のグローバル化にあつては、新規・成長分野の育成、IT化の進展など、

ともに、ITを活用した経営革新の支援など、産業の情報化や地域情報化の推進にも取り組んでいるところで。



多くの企業進出がみられるコールセンター

●新規事業の創出

我が国産業の再生・活性化を図るためには次世代の新たな産業分野開拓の原動力となる新事業の創出を地域レベルで促す必要があります。このようなことから当局としては、ベンチャー企業と投資家のマッチングを図るベンチャープラザの開催をはじめ、金融・税制等による個人、事業者の新規開業支援や関連支援機関のネットワーク化に取り組んでいます。この他、学生が在学中に就業体験を行うインターンシップの推進を図るため、受入企業等の開拓、支援等を行っています。このような取組が起業家マインドを醸成する環境を造り上げ、より戦略性を持った創業が促進されつつあります。

③中小企業への支援

●中小企業の創業・経営革新への支援

技術の進歩や企業間競争の激化、IT化の到来など中小企業を取り巻く環境は従来に比べて大きく変化してきたことから、平成十一年に中小企業基本法が改正されました。この法律改正により、中小企業に対する政策目標が「大企業との格差是正」から「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」となり、中小企業が、厳しい経営環境を克服し、活力ある成長発展を遂げられるよう、小規模企業から創業・ベンチャー企業まで、多様なニーズに適切に対応していくこととなりました。

以上の背景もあつて、沖縄県においては、施策情報、診断・助言、技術開発などの支援策を効果的に提供できるワンストップ・サービス型の支援拠点、「沖縄県中小企業支援センター」を設置しました。更にこれを核として北部、中部、南部、八重山の各地域に地域中小企業支援センターを設置し、地域に密着したきめ細やかな創業支援を行っています。

当局としては、このような公的支援機関の体制整備への支援をはじめ、経済的構造的変化の影響を受けている中小企業の行う経営革新や、創造的な事業活動による商品開発、ニューサービ

スの展開に対しても、同センターとの有機的連携を図りつつ補助金の交付等によって、当該中小企業に対する支援を行っています。

●中心市街地の活性化

沖縄で古くから「マチヤグワ」として親しまれてきた中心市街地は、経済活動を生み出す場であるとともに、地域コミュニティの中心として、重要な役割を担ってきました。しかしながら、近年、郊外への大型店の立地や消費者の行動パターンの変化等を背景として、商店街の空店舗の増加をはじめとする商業機能の空洞化など、商店街の衰退が深刻化しています。このため、平成十年に制定された中心市街地活性化法に基づき、市町村にTMO（タウンマネジメント機関）を設置し、地元のコセンサスを得た中で市街地の設備改善と商業の活性化に向けた事業を推進していくなどの施策が講じられました。

管内においては、宜野湾市、那覇市、沖縄市、石垣市、平良市、具志川市において商工会等がTMOを設置し、街づくりに取り組んでいます。特に宜野湾市商工会では、第三セクターの（株）ティ・エム・オー普天間と連携しTMO計画（中小小売商業高度化事業計画）の認定を受け、中核施設のスーパーマ



マチヤグワ

●大型店に対する政策転換

このような商店街の活性化が図られる中で、街づくりの観点から大型店の出店規制についても政策転換が図られました。これまで、大型店の出店に際しては、地域中小店を保護するために出店調整を行ってきたところですが、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進展により小売業の今後のあり方が見直され、平成十二年六月に施行された大規模小売店舗立地法に基づき、交通・環境問題への対応、計画的な地域づくりとの整合性の確保等を視野に入れた出店計画が要されることとな

●物流の効率化

りました。最近の傾向としては、郊外型の大規模店の立地が目立っており、その数も復帰前の三店舗から現在では百四十四店舗を数え、新たな地域コミュニティの場が形成されています。

沖縄の経済自立化には常に物流コストが障壁となっており、物流コストの低減をいかに図っていくかが恒常的な政策課題となっています。このような中、我が国の物流分野のコスト低減のため、平成九年に「総合物流施策大綱」が閣議決定されたことを受け、沖縄においても物流の効率化を検討するための「沖縄地方総合物流施策推進会議」を設置しました。これにより定められたアクションプログラムに基づき、物流効率化のための意識の啓発と普及及び中小企業に対する物流システムの効率化・高度化のための支援を行ったところ。

④環境・資源・エネルギー対策

●循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制、資源の有効な利用の確保を図り、循環型社会を構築することは地球規模の課題です。管内で

も年々増大する廃棄物、最終処分場の逼迫等、廃棄物処理の諸問題については、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法等のリサイクル関連法の施行に伴い、消費者・事業者が取り組むゴミの減量化、リサイクル等を積極的かつ円滑に促進させるため、制度の普及啓発、指導を行うとともに、資源循環型社会の構築を目指したニュービジネスを支援しています。

●鉱物資源の有効活用

管内の鉱物は、ほとんどが石灰石で、平成十四年四月現在で稼行鉱山が九十九鉱山となっています。石灰石は、管内の主要な地場資材であり、主として建築、土木資材、セメント原料等の基礎資材として使用され、沖縄の産業基盤の整備等に大きく貢献しています。このほか、管内に出願されている約七万坪の石油・天然ガスの油田開発や一部分散型電源への利用が試みられている本島中南部等での水溶性天然ガスの開発が期待されています。

●石油の精製等

管内には石油精製会社二社、油槽所一社、備蓄会社二社の計五社が立地しています。原油処理能力は二十一万バレル／日で、我が国全体の三・九%



石油精製設備（平安座島）

●電力・ガスの安定供給

電力及びガスは今やライフラインとして暮らしや経済活動に不可欠です。電気については、復帰後、琉球電力公社と民営五配電会社がその供給を行っていました。現在では復帰時の特殊法人化でスタートし、昭和六十三年に完全民営化された沖縄電力(株)により行われています。沖縄電力(株)では、戦後

ーケット、コミュニティホール、駐車場等を備えた商業施設の整備が行われました。

から現在まで四十八倍に達した電力の安定供給及び電源多様化を図るため、石炭火力発電所の建設を進めており、平成七年三月の具志川火力発電所に続き、平成十四年二月には金武火力発電所一号機が運転を開始するなど電力の供給信頼度の向上に努めています。このような管内の電力供給を円滑にするため、沖縄電力に対しては沖縄振興特別措置法による優遇税制や石炭火力発電所建設における建設費補助による支援が行われたところです。

また、将来的な新技術に基づく電源多様化の一環として、経済産業省の委託事業による世界初の海水揚水発電実証試験（出力三万kW）が、本島北部の国頭村において実施されており、平成十一年〜平成十五年度の五年間の試験運転のデータを活かした実用機開発が期待されています。

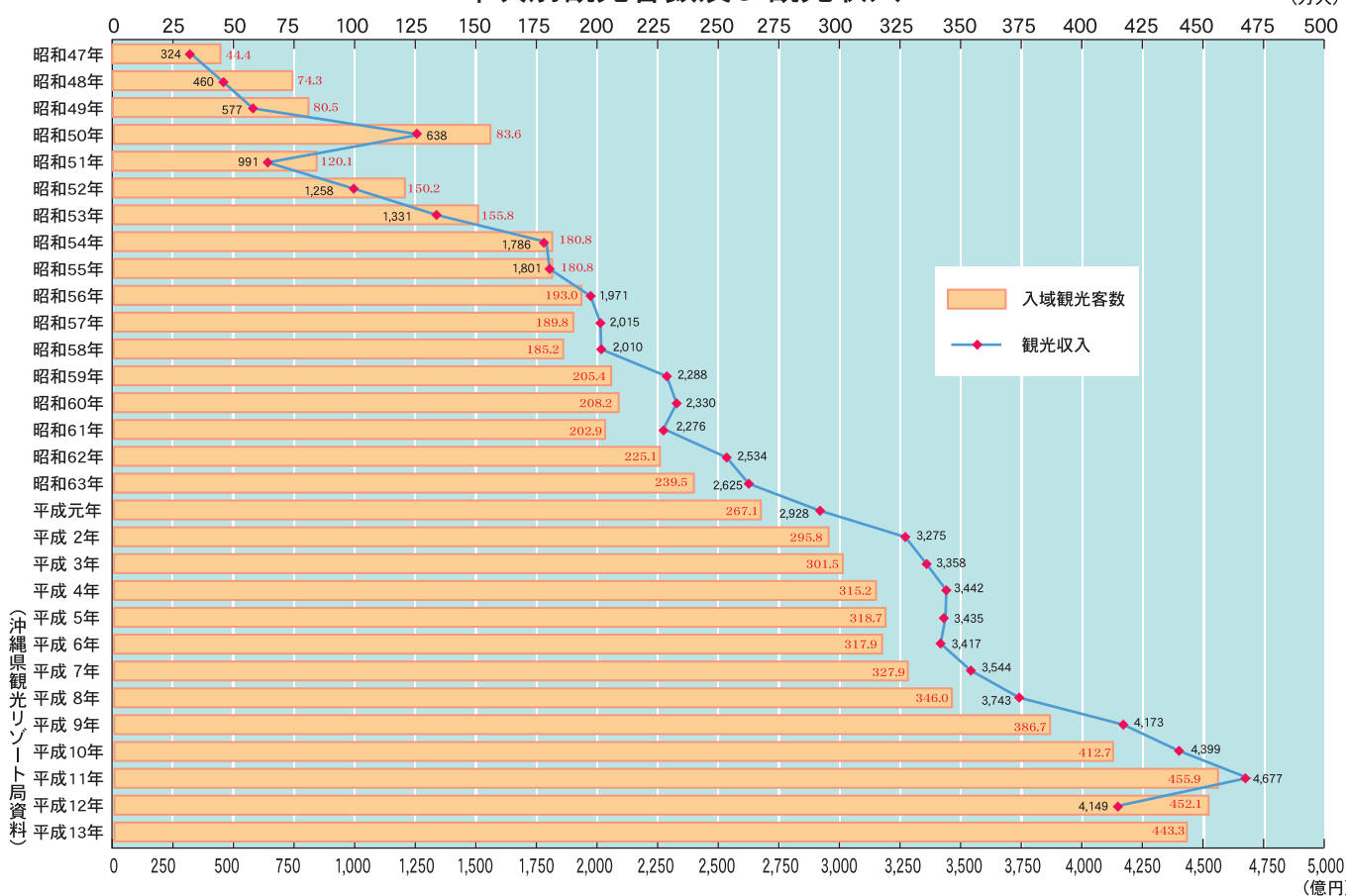
なお、近年長期化傾向を見せる大規模電源の立地を促進するため、当局では、電源立地市町村及びその周辺市町村（電源地域）等に対し、いわゆる電源三法に基づく交付金等を交付し、電源地域等の振興及び活性化について支援しています。

一方、ガス体エネルギーについては、一般ガスの現在の需要家数は復帰時と比べ約四・七倍、簡易ガスは約六・八倍と拡大していることから、安定供給への使命はますます重要となっています。一般ガスについては、資源エネルギー



ブセナリゾート(サミット会場となった万国津梁館を望む)

年次別観光客数及び観光収入



庁がガス種を供給安定性に優れた天然ガスへ統一することを提言したことから、沖縄瓦斯(株)ではその準備段階として合成天然ガス移行への取り組みもなされています。また、簡易ガスにおいては安定供給に向けた経営の合理化等が推進され、近年では容器をボンベからバルク供給へ移行する動きも見られています。

新エネルギー・省エネルギー導入・推進

沖縄は新エネルギーの開発に適した地域であることから、その導入を推進すべく、各種広報事業を行うとともに、自治体による新エネルギービジョン策定や設備導入への補助、風況精査、太陽光発電フィールドテスト等への支援を行ってきたところです。

これまでも、各種の試験研究(離島用太陽光発電システム 渡嘉敷島)、エネトピア・アイランド構想(宮古島等)を経て、多くの風力・太陽光等の新エネルギーが設置されています。

省エネルギーについては、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、一定規模以上のエネルギーを消費する事業場に対し、エネルギー管理者の選任等の義務を課す一方で、功績者及び優良工場等に対する表彰、省エネルギー推進に係る各種広報事業、自治体における省エネルギービジョン策定

への支援を行ってきたところです。



風力発電設備

産業保安の確保・維持

エネルギー供給に際し、保安を確保しつつ、その安定供給を図ることはエネルギー供給事業者の社会的責務として益々重要視されることとなっています。折しも、平成十三年一月の中央省庁の改革に伴い原子力・安全保障院が設置され、産業全般に係る安全規制をより一元的に行う体制が整備されたところです。電力、ガス、火薬類の保安確保のためには、これまで行ってきた国の直接的なチェック以前に規制緩和に伴う自己責任体制の確立を追求する指導等が重要となっており、このための事業者等に対する保安意識の啓蒙に努力しているところです。

Ⅲ 観光の現状と課題

沖縄の入域観光客は、復帰の年(昭和四十七年)の四十四万人から沖縄国際海洋博覧会が開催された昭和五十年には百五十六万人へと増大し、以降道路、空港等の社会資本の着実な整備等もあって順調な伸びを示し、昭和五十九年には二百万人を突破し、平成十一年には四百五十六万人となりました。

活用した文化交流、亜熱帯性の自然の魅力を活かしたエコツーリズム等を推進し、通年型観光地へのさらなるシフトが指摘されています。

沖縄サミット開催による航空便減少や旅行手控えにより、入域観光客数は四百年は米国における同時多発テロの影響により修学旅行を中心にキャンセルが続出するなど沖縄観光は大きな打撃を受け、入域観光客数は四百四十三万人と大幅に減少しました。こうした状況の中、内閣府及び国土交通省主催による沖縄観光振興会議、沖縄観光促進シンポジウム等を開催して、PR活動、招へい事業、イベント、観光キャンペーン等を推進し、沖縄観光の回復と一層の振興を図ることとしました。

沖縄県観光審議会においては、今後十年間の観光施策の指針となる第四次の沖縄県観光振興基本計画案を沖縄県知事に答申し、入域観光客六百五十万を目指すこととしています。

今後とも、沖縄の観光を考える百人委員会、日中文化交流事業等を通じ、沖縄の観光の在り方等を検討するとともに、沖縄県と連携して様々なイベント、キャンペーン等を支援していく他、観光振興アドバイザー派遣事業、闘牛を活用した観光等地域の特性に応じた観光まちづくり等を推進していくこととしています。

沖縄観光振興会議(平成13年11月4日)における岩村国土交通省総合政策局長、扇国土交通大臣、稲嶺沖縄県知事(左から)



沖縄観光振興会議(平成13年11月4日)における岩村国土交通省総合政策局長、扇国土交通大臣、稲嶺沖縄県知事(左から)

Ⅳ 自由貿易地域・特別自由貿易地域

自由貿易地域は、沖縄における企業立地の促進と貿易の振興に資するため「沖縄振興開発特別措置法」により規定された我が国唯一の関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制上の優遇措置が適用されている地域です。

同地域は、沖縄県知事の申請に基づき内閣府沖縄担当大臣（当時は沖縄開発庁長官）が指定を行うもので、昭和六十二年十二月に地域指定され、翌年七月に供用が開始されました。場所は那覇市内に位置し、空港や港にも近い。面積は約三ヘクタール。現在、食料品製造業等十三企業が入居しています。

なお、自由貿易地域内の制度については、平成四年三月の「沖縄振興開発特別措置法」の一部改正により税制上の優遇措置の対象業種の拡大及び総合保税地域の活用等制度の拡充が図られ、さらに平成十四年四月一日に施行された「沖縄振興特別措置法」では、保税地域許可手数料の軽減措置の対象に保税展示場及び総合保税地域が追加

されました。

特別自由貿易地域は、企業の立地が進んでいない地域であって、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することにより沖縄における産業及び貿易の振興に資することを目的として、平成十年「沖縄振興開発特別措置法」の一部改正により創設されました。沖縄市、具志川市、勝連町に位置する中城湾港新港地区が指定されています。面積は約百二十二ヘクタール。現在、分譲用地に一企業、レンタル工場に五企業が立地しています。立地企業に対する国税・関税・地方税等の優遇措置が適用されます。

また、平成十四年四月一日に施行された「沖縄振興特別措置法」により、特別自由貿易地域活性化事業を実施する法人の事業について、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置が講じられることになりました。



特別自由貿易地域中城港新港地区